

権利条約と学校教育

—憲法学の立場から—

花見 常 幸
(創価大学法学部)

1. はじめに

ただ今ご紹介いただきました法学部の花見でございます。坂本先生から、教育学部で「児童の権利に関する条約」(以下では、「子どもの権利条約」と呼ぶ⁽¹⁾)に関するシンポジウムを開催する予定であり、ぜひ法律学の観点から話をしてもらいたいというお話をいただきました。私とその役目に適任かどうかは、疑問なしとはしませんし、果たして、十分なお話になるかどうかあまり自信はありませんが、話をさせていただくことにします。

(1) 「子どもの権利条約」の批准

わが国の政府も、ようやく今年3月にこの「子どもの権利条約」の批准案について国会の承認を受け、5月22日より同条約がわが国についても発効しました。実は、この条約は1989年11月の第44回国連総会において採択され、翌年9月に国際的には発効していたのです。それから4年たって、先ほど教育学部長の熊谷先生から指摘がありましたように、わが国はようやく158番目の締約国になったということです。現在、国連に加盟している国は184ヶ国ですから、相当に遅い。なぜ、この条約の批准、承認がこんなに遅れたのかという原因については、当然さまざまな角度からの分析が可能であるのです⁽²⁾が、一番大きな理由は、率直に申し上げて、わが国の政府が人権の問題にあまり熱心でないということにあるのだと思います。

もう少し具体的に申しますと、人権に関する条約への加盟問題を含めて、外交政策全般について、わが国の政府は戦後ほぼ一貫して、アメリカとの協調関係を最優先とするという方針を堅持してきました⁽³⁾。そのアメリカは、国連が中心になって作ってきた、この「子供の権利条約」をはじめとする人権に関する諸条約をなかなか批准しない傾向があるのです。

その結果どういうことになっているかと言いますと、現在までに作られた人権関係の条約は主要なものだけでも、27あるのですが、日本はそのうちの半分以下の13の条約にしか加盟しておらず、人種差別撤廃条約(締約国136ヶ国)、集団殺害罪(ジェノサイド)防止・処罰条約(同110ヶ国)あるいは市民的・政治的権利に関する国際人権規約の選択議定書(同72ヶ国)のような重要な条約にも加盟していません⁽⁴⁾。最近、「人権大国」という言葉をよく耳にしますが、日本の現状は決してその言葉がふさわしい状況にはないことを、私たちはまず認識すべきだと思います。

(2) 「子どもの権利条約」の3つの特徴

この「子どもの権利条約」の特徴は、3つあるといわれます⁽⁵⁾。第1に従来保護される、ある

いは管理される対象に過ぎなかった子ども（18才未満のすべての者—同条約1条）についても、大人と同様に人権の享有主体であることを認めていること、第2に子ども固有の権利といえるもの（たとえば、麻薬や性的搾取、虐待からの保護—33条、34条—など）についての人権としての保障、第3に大人（とくに親）の子どもに対する役割を確認することを通して、子どもの権利を社会的に人権として保障しようとしていること、の3つです。

とりわけ、その最大の特徴は、第1の点にあり、とくに12条の「自己の見解をまとめる力のある子どもに対して、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に自己の見解を表明する権利を保障する」という意見表明権が重要であると考えられています⁹⁾。つまり従来は、大人が最善のものと判断したものを子どもに与えることが子どもの権利の実現になるのだと考えられていた訳ですが、現実にはそうではないことが多かった。そこで、この条約は、子ども自身が意思を表明し、事柄の決定に参加することを通して、子どもの権利実現の道を創り出していこうとしているのです。こうした条約の趣旨からすれば、例えば「授業中の発言の際は、右腕を約70度前方に挙げ、五指をそろえて、手のひらを前に向ける」といった煩瑣で、ほとんど合理的な理由のない規定を含んだ校則については、今後、子ども・生徒の意見を聞くことを通して大幅な見直しが必要だと思われまじ、このような方向で条約の精神や理念をどう具体化していくかが、この条約に関心を持つ私たちにとってのこれからの大きな課題でもあるわけです。

私の報告では、子どもの権利条約の、この最大の特徴である子ども、すなわち18歳未満のすべての者を、成年者と同様に人権の享有主体であると認めることの人権論の歴史から見た意義と、子どもの人権に固有の制約原理について検討し、それが学校教育における具体的な問題を考える場合にどのような視点を提供することになるかについて考えていきたいと思えます。

2. 子どもの人権主体性の意義と子どもの人権に固有な制約原理

(1) 近代人権論における「子ども」の位置とその変化の意義

最近ではわが国でも、「人権」について広く語られるようになりましたが、つい20年ほど前であれば、「ジンケン」と聞いて多くの人は何を思い出したかといいますと、「人工の絹糸」の方の人絹を思い浮かべたという笑い話のようなことがあります。そういう意味では、日本における人権意識はここ10年から20年の間に大きく変わってきているということができると思います。

人権とは、一般に「人が人たることに基づいて当然に享有すると考えられる権利」であるといわれますが¹⁰⁾、歴史上、最初の人権宣言とされるヴァージニアの権利章典（1776年）は、「すべて人は生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有するものである」と宣言し、また人権の理念の世界的な普及に大きな役割を果たしたといわれるフランスの人および市民の権利宣言（1789年）は、その1条で「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」と述べていました¹¹⁾。

しかし、ここで注意しなければならないことは、当時そこにいる「人」は、黒人などの奴隷、女性、そして子どもを当然に含むものではなかったという点です。子どもについて述べれば、歴史的には、権利は成人にのみ帰属するものとされ、子どもは後見的な配慮を受ける対象であり、子どもの行為は親や他の権威のある者の統制の下に置かれていました。そしてそれは、子どもがその本性として彼ら自身の現在と将来の利益を適切に知ることができず、自分自身の幸福に責任を持ってないからであるというパターナリスティックな理由によって正当化されていま

した⁽⁹⁾。

こうしたパターナリスティックな見解の代表が、近代的な人権論ともつながる社会契約説を説いたホブスである⁽¹⁰⁾。彼は、『リヴァイアサン』(1651年)の中で「コモンウェルスの命令は、それを知る手段を持つ者にとってのみ法である、と解することができる。先天性の白痴、子ども、狂人に法がないのは獣についてと同様である。また彼らには、正・不正を主張しうる資格もない。なぜなら彼らは、契約を結んだり、契約の帰結を理解する能力を持ったことがないからであると述べています⁽¹¹⁾。つまり、ホブスによれば、権利は能力と同一視されるのであり、法を知ることのできない子どもは自然権も社会契約による権利も持たないというのです⁽¹²⁾。しかも、「いかなる人にとっても、父親は本来、彼らに対して生殺与奪の権を持つ主権者であった」⁽¹³⁾として、子どもは父親を主権者として認めなければならない存在であるとしていました。

これに対して、J・ロックは、子どもについてより自由主義的なパターナリズムの考え方を示しています。ロックは『市民政府論』(1690年)の中で次のようにいいます。「神は、両親に、子供を扶養し、保護し、教育する義務を課した。それと同様に子供たちには、その両親を尊敬せよという永遠の義務を課したのである。」⁽¹⁴⁾しかしこの義務は、「両親に子供たちに対する支配権を与えよとか、法をつくって、思いのままに子供たちの生命や自由を処理する権威を与えよとかということとは、全く違う。尊敬、敬意、感謝、援助の義務を負うことと、絶対的な服従と従順を要求することとは別の事柄である」⁽¹⁵⁾と。すなわち、ホブスと異なり、彼によれば、父親も子どもの生殺与奪の権を持つ主権者ないし支配者ではなく、子どもを養育する義務を持つ者にすぎないのです。

しかしながら、ロックは両親の持つ自然権と子どものそれとが対立する場合については言及していません。その代わりに、彼は子どもにとっての利益は親の利益と同一であり、親の慈愛があれば子どもの権利は十分に実現されるという考え方を採っていました。ただ、善意の慈愛も子どもに関する事柄を支配するという点では、あからさまな支配権の行使と同様の効果を持つことができますし、また両者とも、子どもが自分自身の主張をすることを妨げ、さらにそのことにより社会が子どもを個人として尊敬に値する者とみなすことを妨げてしまいます⁽¹⁶⁾。したがって、子どもが親のそれとは異なった独自の権利を持つことができないという帰結の点では、ホブスとロックの考え方に、それほど大きな相違はなかったと考えられます。

19世紀に入り、功利主義の立場から自由主義を理論的に根拠づけたJ・S・ミルは、功利主義的なパターナリズムの考え方に立っていました。彼は、「文明社会の成員に対し、彼の意志に反して、正当に権力を行使しうる唯一の目的は、他人にたいする危害の防止である。彼自身の幸福は、物質的なものであれ道徳的なものであれ、十分な正当化となるものではない。」⁽¹⁷⁾という侵害原理によって、個人の自由ないし人権を制限する際の限界に関する一般的原理を示したことはよく知られています。しかし、ミルは同じ『自由論』(1859年)の中で、「現存の世代は、来るべき世代の訓練とすべての環境とを、意のままにすることができるのである」⁽¹⁸⁾とも述べています。すなわち、彼のためによいだろうからという理由で、それを彼に強要してはならないという、この侵害原理は、子どもには妥当しないというわけです。言い換えれば、社会の全体的な福祉を最大化する必要から、成人の場合とは異なり、子どもには自分自身の利益を解釈する権利を認められてはならないとするのです⁽¹⁹⁾。

以上簡単に、近代の人権論に理論的な基礎を提供した代表的な3人の論者について、それぞれの理論の中で子どもをどのように位置づけているかを見たわけですが、3人に共通しているのは、原理的に子どもは成人と異なり、「養育」ないし「教育」という名のパターナリスティッ

くな干渉が当然視されること、したがって子どもの最善の利益を決定するにあたっては、子ども自身の意見が真剣に考慮されることはないということです⁽²⁰⁾。

こうした人権論における子どもの理解は、19世紀の後半、工業化の進展にともなって生じた苛酷な児童労働が大きな社会問題となり、イギリスでは児童保護立法がつけられるという動きの中で、「子どもの権利」が社会の大きな関心を引くようになる段階にも引き継がれていきます。つまり、そこでの「子どもの権利」は、あくまで保護や教育を受ける権利であり、子ども自身の自己決定の権利をその内容とするものではなかったわけです。そして、こうした保護や教育を与える国家の地位と権限がパレンス・パトリエ (parens patriae—国親) の考え方でありました⁽²¹⁾。

さらに、こうした考え方は、20世紀に入ってからの「子どもの権利」のための国際的な動きにも反映しています。例えば、1959年に国連が採択した「子どもの権利宣言」も、思想良心の自由・信教の自由・表現の自由といった市民的自由については、ほとんど触れていません。

しかしながら、60年代以降、当初はとくにアメリカにおいて、このような「子どもの権利」の理解に対して大きな疑問が生まれてきます。その具体的な背景としては、とくに少年裁判の領域での、パレンス・パトリエの楽観主義的な理想への疑問、児童救済家たちの慈恵的なおこがましきへの反感、そしてわが国にもさまざまな形で伝えられました、アメリカ社会全体における親の子どもに対する虐待と無視の拡大があったといわれています⁽²²⁾。

このような状況の中から、親や公権力は子どもの最善の利益を十分理解し、判断できるのかという疑問が生じ、そこからむしろ子ども自身に独自の人権主体性を認めることが、子どもの最善の利益を実現していく上で必要ではないかという認識が生まれてきました。そして、この認識が「子どもの権利条約」の中に、その第一の特徴として結実したと考えられるわけです。

(2) 子どもの人権に固有の制約原理—限定されたパターナリスティックな制約

次に、子どもに人権享有主体性を認めるとしても、成年者つまり大人の人権について、人権が社会的なものであることに基づく一定の制約があるように、成長過程にある子どもについては大人の人権制約原理とは別の観点からのなんらかの制限・制約原理が必要であるように思われます。この子どもの人権の制約のあり方については、一般に「保障される人権の性質に従って、未成年者の心身の健全な発達をはかるための必要最小限度の制約が憲法上許される」⁽²³⁾と考えられており、もちろんこの制約は、人権の性質、子どもの年齢などに応じて具体的に検討されるべき事柄ですが、その基本的性格を明らかにしておくことは、原則のないなかで子どもの人権が大幅に制限されることを防ぎ、その人権の体系的な実現を図っていくために必要なことであると考えられます。

こうした観点からいいますと、従来、日本国憲法の「公共の福祉」(13条)の解釈という形で、大人の人権についての制約原理として認められてきた、各人に平等に権利を保障するための調整原理としての内在的制約と、社会的観点から権利を実質的に保障するための調整原理としての政策的制約⁽²⁴⁾とは別に、子どもの人権に固有の制約原理として、デービット・リチャーズや M. D. A. フリーマンなどによりながら、「限定されたパターナリスティックな制約」を認める最近の学説⁽²⁵⁾が注目されます。

この学説によると、「基本的人権」は子どもを含めてすべての個人に妥当するが、人格的な自律への能力の現実化過程にある子どもについて、国または地方公共団体は、①その実現を妨げるような環境を除去すること(たとえば、憲法27条3項は「児童は、これを酷使してはならない」と規定する)を求められ、②その過程に必要な条件を積極的に充足し(憲法26条の「教育

を受ける権利」やその前提となる「学習権」がこれにかかわる), さらに③その過程にとって障害となると考えられる場合にはその過程そのものに介入することが求められるとします。「限定されたパターナリスティックな制約」とは、この③の場合であり、それは子どもが人格的に自律した存在へと成長することに役立つような介入、または制約であり、具体的には、「子ども自身の目的達成能力を重大かつ永続的に弱体化せしめる見込みのある場合に限って正当化される」⁽²⁶⁾自由への介入であるとされるわけです。

この「限定されたパターナリスティックな制約」については、この学説の論者自身が、「一般的な、しかも試論的なもの」にすぎない⁽²⁷⁾としているように、これをそのまま子どもの人権を制限する法令や行政上の処分の合憲性を審査する基準とすることはできないと思われます。ただ、「子どもの権利条約」を批准・承認し、政府として18歳未満の子どもも大人同様、人権の享有主体として取り扱うことを国際的にも確認した現在、子どもの人権の制約については、相当程度限定されたもののみが、憲法に適合する制約であると考えられます。その意味で、子どもの人権を制限する法令や行政上の処分の合憲性を審査する基準を個別の領域ごとに作成するに際して、この「限定されたパターナリスティックな制約」の原理は、基本となる考え方を示しているといつてよいでしょう。しかしながら、この考え方に立つ場合にも、「子ども自身の目的達成能力を重大かつ永続的に弱体化せしめる見込み」があるかどうかの決定は、裁判官などの大人が下すことを考えると、その見込みを認定するにあたっては、「子どもの権利条約」12条の意見表明権に基づいて、子ども自身の意見がその決定に反映するような手続きがとられることが要請されます。したがって、子どもの人権の制約が憲法上許されるのは、基本的に、子ども自身の目的達成能力を重大かつ永続的に弱体化せしめる見込みがある場合に限られ、しかもその見込みを認定するにあたっては子ども自身の意見が反映されるよう、子どもに手続上の権利が保障されなければならないと考えられるわけです。

こうした考え方に基ついて、従来、子どもの人権を制限する法令や行政上の処分の合憲性を審査するために作られてきた基準は、大きく見直されなければならないと思います。ここでは、学校教育における具体的問題として、近年社会的にも大きな関心と呼んでいる内申書や指導要録の生徒本人への開示の問題を取り上げ、この点についての若干の検討を行ってみたいと思います。

3. 同条約の学校教育へのインパクト—内申書・指導要録の開示請求権に関する若干の検討

(1) 高槻市の内申書開示請求事件

内申書(調査書)や指導要録の生徒本人への開示の問題が、大きな社会的関心を呼ぶきっかけとなったと考えられるのが、91年1月7日になされた、大阪府高槻市に住む当時中学3年生であった女子生徒の「志望校を決める参考にしたい。自分の内申書を見せてもらいたい」という、同市教育委員会に対する訴えでした。

この女子生徒の訴えに対し、市教育委員会は、「まだ作成されていない」として事実上の門前払いとしたため、生徒側は、これを不開示決定と受け取り、市教育委員会に対して不服申し立てを行いました。この訴えは同市の個人情報保護条例に基づくものであったことから、この条例により設けられた第三者的機関である個人情報保護審査会の審査が行われ、同審査会は、2月28日、全国で初めて問題の内申書の全面的な開示を答申しました。この審査のなかで、市教育委員会側は「秘密であることで公正さが保たれており、教師には教育評価権がある。公開することで、教師と生徒、保護者間の信頼関係が損なわれ、評価をめぐって保護者から圧力が加

えられる恐れがある」などと主張したのに対して、同審査会は「①教師が確信と責任を持って評価している以上、開示で教育評価権が侵害されることはないし、保護者からの圧力に対しても十分に対応できる。②成績評価は基準が合理的、適切であれば、信頼関係が損なわれるとは考えにくい。」などの見解を示して全面開示の答申をしたと、報道されています⁽²⁸⁾。

しかしながら、同条例によればこの答申を尊重しなければならないはずの市教育委員会が、この答申を無視する形で、6月7日、最終的に開示請求を棄却する決定を下したため、女生徒側はこの不開示の決定は憲法に違反するとして、決定の取り消しを求める訴訟を大阪地裁に起こし、現在もその審理が続いています⁽²⁹⁾。

(2) 内申書・指導要録の開示問題の現状

このように、長年にわたる教育界の慣行であった指導要録や内申書の本人不開示の仕組みが、わが国でも80年代中頃から、全国の自治体で急速に制定されることになる個人情報保護条例(93年4月現在、983の自治体が制定⁽³⁰⁾)の適用により、いま問い直されています。

この個人情報保護条例は、自治体住民の憲法上の権利であるプライバシー権の一つである「自己に関する情報の流れをコントロール(管理)する権利」(自己情報管理権)を具体化する条例として、その自治体の保有する個人情報の本人への開示を原則的に認めています。ただ、例外的な不開示情報として、一般に保護条例には、①「法令または条例の規定により開示することができないもの」、②「個人の評価、診断、判定等に関する情報であって、本人に知らせないことが正当であると認められるもの」、③「開示することにより、第三者のプライバシーを侵害することになると認められるもの」、④「開示することにより、公正かつ適切な行政執行の妨げになるもの」という4種類の情報が挙げられており、内申書や指導要録などの教育個人情報については、従来この②と④に該当するとして不開示決定がなされてきたわけです⁽³¹⁾。

しかし現在、高槻市の事件や今日のテーマである「子どもの権利条約」の影響が大きいと思われませんが、指導要録・内申書のいずれについても、いくつかの先駆的な自治体においてですが、本人開示を認める方向が見え始めています。まず、指導要録については、92年6月に箕面市が、保護条例に基づいて争われていた事例に限ってですが、全部開示の決定を下しました。続いて93年2月には画期的にも、川崎市が卒業生に対して全部開示を、さらに在校生についても開示を前提とする要録作成に変更して94年度から全部開示することを決定しました。現在、これら以外に横浜市、吹田市、福岡県、那覇市などを含めて、少なくとも13の自治体が開示の決定をしたといわれています。

また内申書については、94年3月に逗子市で全国初の全部開示が認められたのに続き、4月には新潟市でも全部開示が認められ、福山市や茨城県では成績評価の数値部分の開示が始まっているとのことです⁽³²⁾。

(3) 不開示の実質的理由とその検討

いま紹介しました以外の大多数の自治体においては、現在でも不開示が原則であり、問題が既に解決されたわけでは当然ありません。そこで、不開示の実質的な理由として挙げられているものについて検討してみたいと思います。実質的理由として、4つの点、すなわち、①指導要録は、教師間における内部資料(内申書の場合は入試判定資料)である、②本人開示を前提とすると客観的かつ公平な評価が困難になる、③評価についての学校側との認識のギャップから、子ども・父母と教師との間の信頼関係を損なうおそれがある、④マイナス評価情報によって、本人に教育上好ましくない影響を及ぼす可能性がある、が指摘されています⁽³³⁾が、とりわ

け、②と③がその中心となる理由であると考えられます⁽³⁴⁾。

まず、③のこうした文書を開示すると子ども・父母と教師との間の信頼関係を損なうという理由についてですが、現実には教育的配慮を加え生徒や父母に見せる通知表と、生の個人評価情報である指導要録や内申書の2種類があるという、いわば「二重帳簿的な」現在の教育評価の在り方の方がむしろ子ども・父母と教師との間の信頼関係を損なっているのではないかという指摘があります⁽³⁵⁾。やはり、生徒や父母の側からすれば、現在のような厳しい受験競争の時代にあってはなおさらのことですが、教師の生徒についての評価権限は相当に大きなものであり、少なくともその評価の結果について生徒本人や父母に明らかにされることがあってはじめて、両者の間に本当の信頼関係が築き上げられていくのではないのでしょうか。

次に②の点ですが、この点は、指導要録や内申書という学校教育における生徒の教育評価のあり方にかかわる事柄であり、教育の専門性との関係で大いに議論されるべき問題だと思えます。ただ、この点について申し上げられることは、2つあると思われれます。1つは、入学試験の選抜資料とされる内申書や生徒の学業についての対外的な証明のための原簿の性格を持つ（文部省初等中等局長通知平成3年3月20日—これは①の理由の批判にもなりますが）指導要録が、生徒本人や父母にも開示されないとすると、もし教師がなんらかの事実の誤認や恣意に基づいて生徒にとって不利な間違った評価を下した場合にも、これを是正する方法はないということです。これは、これらの文書の重要性を考えますと、きわめて不公正なことだと思われれます。

もう1つは、まさしく教育の専門性に関わることであり申し上げにくいのですが、高槻市の個人情報保護審査会が内申書の全面開示を答申するにあたって示した見解にもありましたように、「教師が確信と責任を持って評価している以上、開示で教育評価権が侵害されることはないし、保護者からの圧力に対しても十分に対応できる」のではないかという点です。ここに集まっていらっしゃる学生の皆さんの多くは、将来教師として活躍されるのだと思いますが、一般の市民の側からすれば、先生方には開示を前提とした上で、生徒や父母からの批判にも耐えうる自信と責任を持った評価をしてもらいたいと考える訳です。

さらに、この内申書や指導要録の開示問題全体を考える上で重要な点は、「子どもの権利条約」が、子どもを原則的に人権の主体とした上で、16条1項において自己情報管理権の意味を持つプライバシーの権利を、認めていることとの関係です（また、28条1項では教育情報へのアクセス権も認めています）。これは、法律以上の効力を持つ条約上の権利として、子どもの場合にも大人と同様に自己に関する情報を自ら管理する権利を認めることですから、もし大人の場合とは異なる制約を子どもの自己情報管理権に加えるとすれば、先ほど2のところ述べましたように、基本的には、限定されたパターンリスティックな制約、すなわちそうした制限が子ども自身の目的達成能力を重大かつ永続的に弱めてしまう見込みがある場合に限って認められることになります。

この点は、直接的には不開示理由の④に関係する問題ですが、通常の場合、内申書や指導要録に記載されている自己に関する情報を知ることによって、子どもの目的達成能力が重大かつ永続的に弱められるとは考えられません。またもし、その記載によって子どもの目的達成能力が重大かつ永続的に弱められる場合があるとすれば、それは、子ども・生徒が、「一個の人間として、また、一市民として、成長し、発達し、自己の人格を完成、実現するため」⁽³⁶⁾の営みとしての教育の本質から大きく逸脱する行為として、むしろ厳しく批判されなければならないでしょう。

以上の検討から明らかのように、従来指導要録・内申書を不開示とする実質的理由と考えら

れてきた4つの理由はいずれも十分なものとは言い難く、また、指導要録・内申書という教育評価情報の性格から考えて、「子どもの権利条約」16条1項が保障する自己情報管理権に子ども固有のパターナリスティックな制約を認めることも難しいことから、今後この問題は確実に本人開示の方向に向かって進むものと考えられます。

4. むすびにかえて

いま、「子どもの権利条約」の学校教育に与えるインパクトの問題として、指導要録・内申書の開示の問題を取り上げ、簡単な検討を行ったわけですが、この条約の、そしてこの条約が子どもを人権の主体と認めたことの影響は、当然これらの文書の開示問題に止どまらず、学校教育における教育評価の在り方自体の問題、さらには校則などの学校規律全般の問題にも及んでいくものと考えられます。こうした中で指摘できることは、従来「教育を目的として定められたもの」⁽³⁷⁾あるいは「教育上の必要」ということで認められてきた生徒の自由や権利の制限について、なぜそれが教育目的といえるのか、どのような意味でそれが教育上必要なのかを具体的に考え、それを分かりやすく説明することが、今後、教師の側に一層強く求められていくだろうということです。また、それが、原則として子どもに自分の最善の利益を知ることでできる人権の主体の地位を認めた「子どもの権利条約」を学校教育の現場で生かしていく道だとも思います。

いずれにしましても、この問題は権利条約がわが国でもようやく発効し、まさにこれから本格的に検討されなければならない問題が、様々な形で生じてくると思うわけですし、私自身も本日の機会を大事にしながら皆さんと一緒に考えていきたいと思っている次第です。

注

- (1) 本条約の英文タイトルは、“Convention on the Rights of the Child”であり、これを公定訳では「児童の権利に関する条約」としているが、民間の団体の多くは早い段階から、「児童」ではなく「子ども」と訳すべきであると主張してきている。その主張の詳細については、たとえば国際教育法研究会「『子どもの権利条約』か『児童の権利条約』か」季刊教育法79号57頁（1990）参照。私もこれらの見解に賛成する立場から、本稿では「子どもの権利条約」という名称を使用することとする。
- (2) 政府は、92年3月に本条約の批准承認案件を第123回国会に提出することを閣議決定するものの、同国会ではPKO協力法案審議のあおりを受けて継続審議となった。さらに93年4月の第126回国会では趣旨説明と代表質問が行われたが、6月18日の衆議院解散により審議未了、廃案になったという経過があることも事実である。季刊教育法（臨時増刊）97号『子どもの権利条約』10頁以下（1994）参照。
- (3) たとえば、有賀貞ほか編『講座国際政治4—日本の外交』29頁（東大出版会、1989）など参照。
- (4) 田畑茂二郎ほか編『国際人権条約・宣言集』（東信堂、1990）および山本草二ほか編『国際条約集』（有斐閣、1994）による。
- (5) 永井憲一「批准された『子どもの権利条約』とは」法学セミナー476号25頁以下（1994）参照。
- (6) たとえば、喜多明人『新時代の子どもの権利』140—49頁および190—91頁（エイデル研究所、1990）参照。
- (7) 芦部信喜『憲法学II 人権総論』47頁（有斐閣、1994）。
- (8) いずれも高木八尺ほか編『人権宣言集』（岩波書店、1957）による。

- (9) 佐藤幸治「子どもの『人権』とは」『自由と正義』38巻6号6頁以下(1987)参照。および See Victor L. Worsfold, "A Philosophical Justification For Children's Rights", 44 Harvard Educational Review 142-46 (1974).
- (10) Ibid., 143.
- (11) ホッブス(永井道雄=宗片邦義訳)『リヴァイアサン』282-83頁(中央公論社, 1971)。
- (12) Worsfold, op. cit. 144.
- (13) ホッブス・前掲 347頁。
- (14) ロック(宮川透訳)『統治論』233頁(中央公論社, 1968)。
- (15) 同上。
- (16) Worsfold, op. cit. 145.
- (17) J. S. ミル(早坂忠訳)『自由論』224頁(中央公論社, 1967)。
- (18) 同上310頁。
- (19) Worsfold, op. cit. 146.
- (20) Ibid.
- (21) 森田明「子どもの保護と人権」ジュリスト増刊総合特集『子どもの人権』13頁(1986)参照。
- (22) 同上16頁参照。
- (23) 中村睦男『憲法30講』37頁(青林書院, 1984)。
- (24) 樋口陽一『憲法』191頁(創文社, 1992)など参照。
- (25) 佐藤・前掲注 9頁以下および佐藤ほか『ファンダメンタル憲法』27頁以下(有斐閣, 1994)参照。
また, See David Richards, "The Individual, the Family and the Constitution: A Jurisprudential Perspective", 55 New York University Law Review 15-20 (1980) and M. D. A. Freeman, The Rights and Wrongs of Children 52-60 (1983).
- (26) 佐藤・前掲注10頁。
- (27) 同上。
- (28) 読売新聞1991年3月1日付。
- (29) 年末の12月20日に、この訴訟についての大阪地裁の判決が下された。判決は、内申書が既に市教育委員会にないことを理由として、処分取り消しの訴えそのものは却下したものの、行動の評価などを記録した「総合所見欄」以外については非開示とする理由はなく、全部非開示は個人情報保護条例に違反し、違法との判断を下して、市教育委員会に5万円の慰謝料の支払いを命じた(朝日新聞[夕刊]1994年12月20日付)。
- (30) 堀部政男「情報公開制度・個人情報保護制度の回顧と展望」ジュリスト増刊『情報公開・個人情報保護』11頁(1994)。
- (31) たとえば、兼子仁ほか『情報公開・個人情報保護条例運用事典』235頁以下参照。
- (32) 市川須美子「教育自己情報開示請求一積極論」ジュリスト増刊・前掲注30254頁, および朝日新聞(夕刊)1994年12月20日付。
- (33) 同上255頁。
- (34) 下村哲夫「教育情報自己開示請求」ジュリスト増刊・前掲注30257頁参照。
- (35) たとえば、市川・前掲注30255頁, および兼子仁「内申書はなぜ本人非公開なのか」季刊教育法53号124-27頁(1984)など参照。
- (36) 最大判1976年5月21日(旭川学テ事件)判例時報814号33頁, 41頁。この点については、兼子仁『教育法(新版)』195-199頁(有斐閣, 1978)参照。
- (37) 熊本地判1985年11月13日(丸刈り校則事件)判例時報1174号48頁, 56頁。